

平成二十四年三月三十日付け佐賀県公報号外第十五号中訂正
 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（佐賀県規則第四十八号）中

頁	箇所		誤		正	
	4	右から八行目	別表第一	別表	左から一〇行目	様式第二号
	左から六行目	様式第三号	様式第二号			様式第二号
5	上から一行目	別表第一（第11条関係）	別表（第10条関係）			
7	上から一行目	様式第二号（第12条関係）	様式第一号（第11条関係）			
8	上から一行目	様式第三号（第13条関係）	様式第二号（第12条関係）			